

## 南丹市における子どもの貧困に関する状況

### (1) 「子どもの生活状況調査」からの本市における子どもの貧困に関する状況

子どもの生活状況調査により得られたデータを用いて、子どもの“生活困難”という視点から世帯の判別・類型化を行いました。

その結果、本市において生活困難層は 18.8%、その内、特に生活が困難な生活困窮世帯の割合は 4.2%と推計されました。

#### ■生活状況からの類型化

“生活困難層”の指標	判別基準
等価世帯年収指標	◆等価世帯年収“140.6万円未満”の場合、“生活困難層”と判別する ◇世帯年収について無記入の場合、等価世帯年収による判別は不能とする
剥奪指標 4 項目	◆4項目のいずれかが“与えられていない”場合、“生活困難層”と判別する
困窮指標 4 項目	◆6項目のいずれかが“頻繁にあった”場合、“生活困難層”と判別する



類型化	◆“生活困難層”指標のいずれかで“生活困難層”と判別された場合、“ <b>生活困難層</b> ”として扱う ◇“生活困難”指標の全てにおいて判別不能と判断された場合、“生活困難層”の判別が不能であり、集計上は“不明”として扱う ◇上記の“生活困難世帯”“不明”のいずれでもない場合は、“ <b>非生活困難層</b> ”として扱う
-----	--

#### ◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

生活困難層	困窮層＋周辺層
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない

※本調査の生活困難層の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点など、厚生労働省が「国民生活基礎調査」にて公表する「子供の貧困率」（平成 28 年調査の 13.9%）と算出方法が異なることに留意。

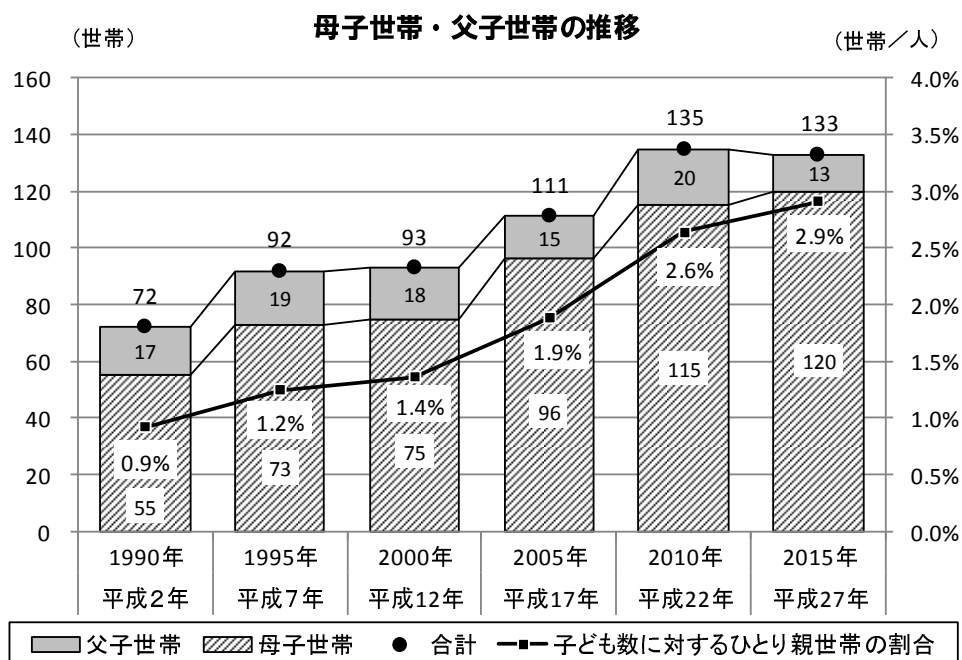
◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

		件 数	構成比	
			全データ対象	判別可能データ
生活困難層 の分布	生活困難層	94 世帯	15.6%	18.8%
	生活困窮層	21 世帯	3.5%	4.2%
	周辺層	73 世帯	12.1%	14.6%
	非生活困難層	406 世帯	67.4%	81.2%
	不 明	102 世帯	16.9%	
	計	602 世帯	100.0%	100.0%

(2) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移をみると、2010年（平成22年）までは増加しており2015年（平成27年）にはわずかながら減少しています。一方、子どもの数に対するひとり親世帯の割合は増加し続けており、子どもの数の減少に伴い、ひとり親世帯の数も減少したものと考えられます。

また、ひとり親世帯の多くは母子家庭であり、父子家庭の推移はほぼ横ばいとなっています。



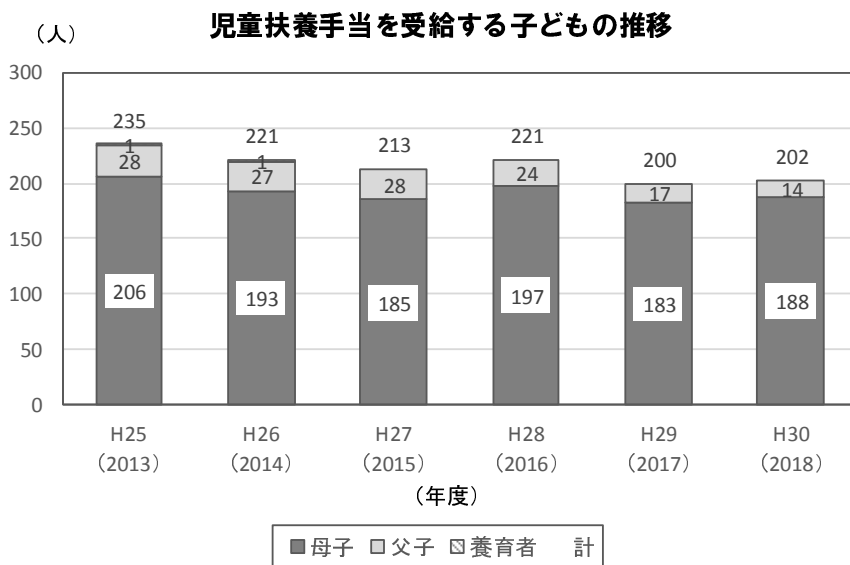
資料：国勢調査

### (3) 児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

南丹市における児童扶養手当を受給する子ども数は、平成 25（2013）年度は 235 人でしたが、その後は減少傾向となっており、平成 30（2018）年度で 202 人となっています。

児童扶養手当受給者のなかでは、母子世帯が9割程度を占めています。

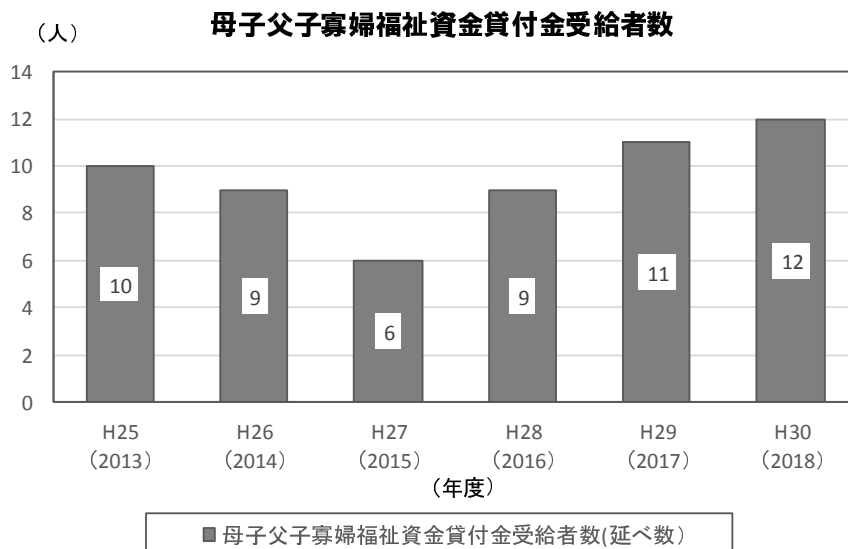


資料：南丹市

### (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金受給者数

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付けを受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としています。

南丹市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の受給者数は、増減を繰り返しながら、平成 30（2018）年度には 12 人となっています。

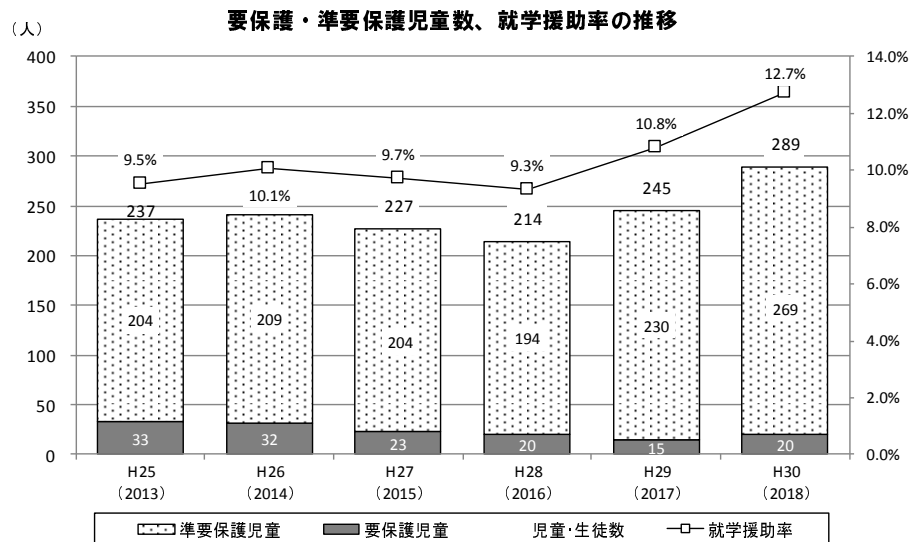


資料：京都府

## (5) 就学援助認定者

就学援助とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

本市の就学援助の認定者数は、増加傾向にあり、平成30(2018)年度で289人、就学援助率が12.7%となっています。その内、20人は要保護世帯<sup>※1</sup>、269人は準要保護世帯<sup>※2</sup>となっています。



資料：児童生徒数は、学校基本調査（各年5月1日現在）

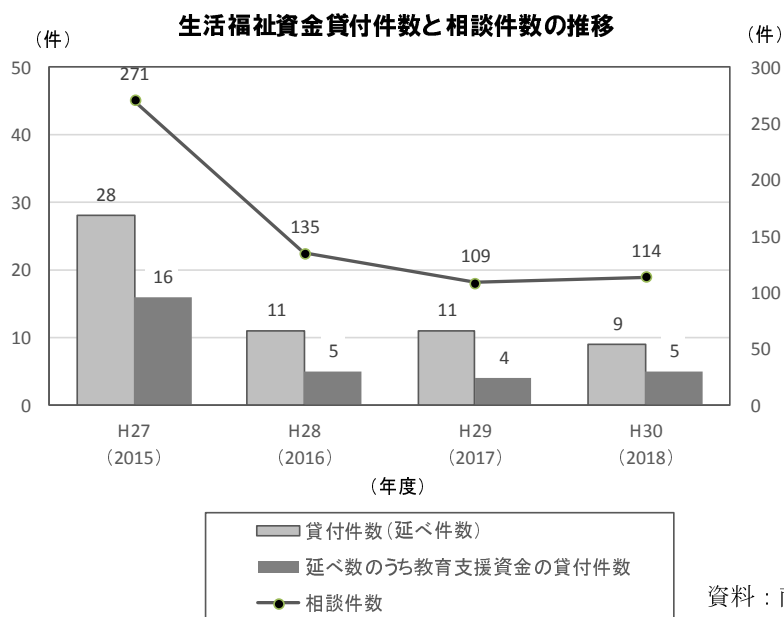
※1 要保護世帯：生活保護法に規定された生活保護世帯で学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費、日本スポーツ振興センター(旧・日本体育・学校健康センター)共済掛金などが援助される

※2 準要保護世帯：市町村の教育委員会が要保護者に準ずると認めた世帯で要保護世帯と同様の援助がされる

## (6) 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子または低利子で資金の貸付を行うものです。

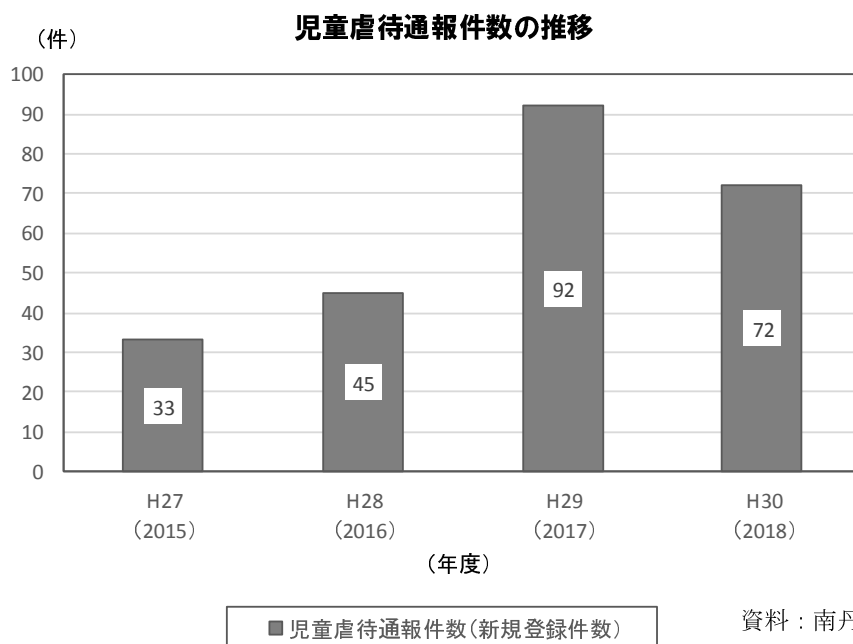
南丹市の生活福祉資金の貸付件数は、平成 27（2015）年度には 28 人でしたが、その後減少し、平成 30（2018）年度には 9 人、その内教育支援資金が 5 人となっています。また、相談件数は、平成 27 年度の 271 件に比べ、平成 28 年度以降は半減しています。



資料：南丹市社会福祉協議会

## (7) 児童虐待通報件数

児童虐待通報件数（新規登録件数）は、増加傾向にあり、平成 29 年度には 92 件になっていましたが、平成 30 年度は 72 件と、減少に転じています。

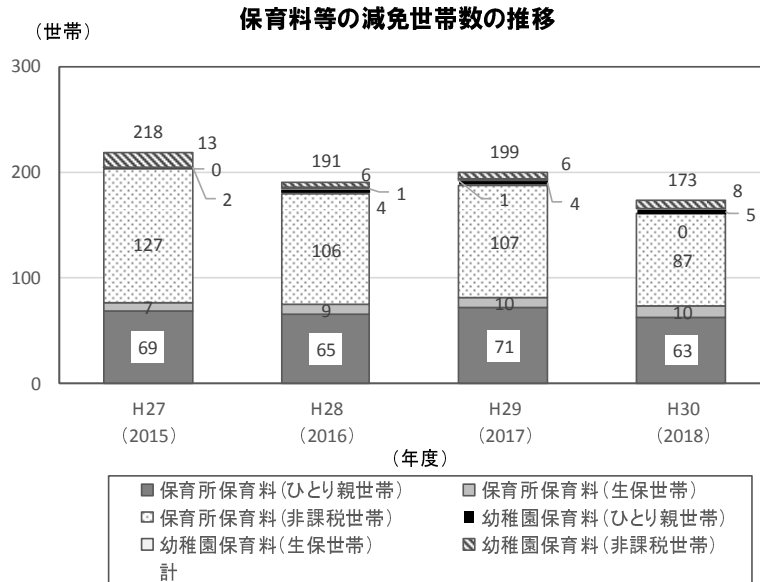


資料：南丹市

## (8) 保育料等の減免世帯数

保育料等の減免世帯数は、減少傾向にあり、平成27年度には218件になっていましたが、平成30年度は173件となっています。

減免世帯の内訳は、保育所保育料（非課税世帯）が最も多く、半数を占めています。



資料：南丹市